

2025年度 「とって隠岐の旅滞在促進助成事業」仕様書

2025年度の「とって隠岐の旅滞在促進事業」補助金の交付については、「とって隠岐の旅滞在促進助成事業」補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この仕様書及び隠岐空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）が定めるところによる。

1. 本事業への参加条件

- （１）前年度の販売実績に応じて補助金の交付決定を行うことに同意できること。
- （２）スケジュールに沿った取組ができること。
- （３）隠岐空港利用促進協議会の求めに応じ、各旅行会社は対象商品を取りまとめて申請すること。

2. 要綱について

要綱第2条関係（交付の対象事業及び補助率（補助金額））

- （１）補助金の対象となる事業は、手配旅行を除く以下のとおりとする。
 - ・募集型企画旅行商品
 - ・受注型企画旅行商品
- （２）補助金の対象となる体験プランは別表１から１つ以上盛り込み、雨天や遊覧船等欠航時でも必ず体験プランを実施するよう留意すること。
- （３）補助金の対象外となる事業は、以下のとおりとする。
 - ・補助金交付申請が行われていない旅行商品。
 - ・「体験プラン等」がオプションとなっているもの。
 - ・ミステリーツアー等、目的地（宿泊地）が隠岐諸島商品である旨の表示がないもの。
 - ・割引（助成）額が生じないもの。（旅行者送客手数料のみの助成は行わない。）
- （４）割引（助成）額の算定は以下のとおりとする。
 - ・補助金額については別表２に掲げる金額を上限とし、割引（助成）額を差し引いた片道の運賃が、島民割引運賃（５，６００円）を下回らないこと。
 - ・上記を下回る場合は、島民割引運賃を下回らない範囲で補助する。
- （５）旅行者送客手数料は、旅行者１人につき１，０００円を乗じた額とする。
- （６）事業の主旨を踏まえ、航空路、旅館・ホテル、体験プラン等提供事業者などからの仕入れに関して、不当な割引要求をしないよう徹底すること。
※過去の同様の商品と比較する場合があります。
- （７）本事業を推進する際に不明な点や、判断に迷うことがある際は、必ず事前に隠岐空港利用促進協議会として隠岐の旅滞在促進助成事業事務局（以下、「事務局」という。）へ相談すること。

要綱第3条関係（交付の申請）

- （１）交付申請にあたっては、事前に事務局へ書類を提出するものとする。
- （２）実施計画は、前年実績等を十分に考慮した計画とすること。
- （３）交付申請に必要な書類は以下のとおりとする。
 - ①交付申請書（様式第１号）
 - ②行程表やパンフレット等内容がわかる書類
- （４）天候不良や交通機関の突発的・偶発的な事項によって、補助内容に変更が生じる場合は、事務局に遅滞なく報告すること。
- （５）実施期間が９月及び１０月の２ヶ月間を含む場合は、上半期（４月～９月）と下半期（１０月～３月）に分けて交付申請すること。

要綱第5条関係（実績報告及び交付請求）

- （１）対象事業の完了後、３０日以内又は、交付決定のあった年度の３月２５日のいずれか早い日までに事業の成果をとりまとめ、実績報告を行うこと。なお、最終の提出期限は２０２６年３月２５日必着とする。
- （２）対象事業の最終帰着日は以下のとおりとする。
 - ３泊以上の商品：２０２６年３月２５日
 - ２泊３日の商品：２０２６年３月２５日
 - １泊２日の商品：２０２６年３月２５日
- （３）実績報告に必要な書類は以下のとおりとする。
 - ①実績報告書（様式第３号）
 - ②旅行商品ごとのパンフレット等
 - ・パンフレット、ＨＰ、チラシ等に国の助成を受けた割引商品の文言、体験プラン等を表示する（とって隠岐の旅滞在促進助成事業であることを明らかにする）こと。
 - ③搭乗証明等、実績人数が確認できる書類
 - ④その他会長が必要と認めるもの

国の助成を受けた割引商品の文言

<記載例１> 【隠岐空港利用促進協議会】この商品は国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により助成を受けております。

<記載例２> 【とって隠岐の旅滞在促進事業】この商品は国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により助成を受けております。

<必要書類一覧>

実績報告 関係書類 ①～④	募集型 企画旅行	受注型 企画旅行
①実績報告書	○	○
②パンフレット等	○	○
③搭乗証明等	○	○
④その他	△	△

○必要 △必要に応じて指示する書類

3. 補助金交付申請から請求までの流れについて

	内容	時期	旅行会社		隠岐空港利用促進協議会
1	交付申請	交付申請・変更可 予算の限り先着で交 付を受付	申請書提出	→	審査
2	交付決定	書類を確認後 速やかに		←	交付決定通知書の送 付（旅行商品の認定）
3	商品販売	交付決定後、順次販売	進捗状況の報告	⇄	進捗状況の確認
4 ※	実績報告兼 請求書	対象事業の完了後 30 日以内又は同年度の 3月25日まで	実績報告書兼交付請 求書の提出	→	審査
5	補助金交付 （振込）	実績報告書兼請求書 提出後概ね1ヵ月以 内		←	補助金の交付 （振込）

※4の実績報告書兼請求書の提出は、準備ができ次第、送付いただきますと、補助金の交付も早くなります。